2013 年 6 月 28 日

沖縄県議会議長
喜納　昌春殿

沖縄・生物多様性市民ネットワーク
沖縄県宜野湾市志真志 4－24－7　セミナーハウス 304
NPO 法人「奥間川保護基金」事務所内
連絡先　吉川秀樹　(090-2516-7969)

普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続きに関する陳情

2013 年 6 月 28 日、普天間飛行場代替施設建設に係る辺野古・大浦湾の公有水面埋立許可申請手続きの告示・縦覧が開始された。告示・縦覧の開始は、埋立て申請の「形式審査」の終了を踏まえたものであり、これは、沖縄県が沖縄防衛局に補正を要求した 33 項目が、「形式審査」上適切に補正された、と沖縄県が判断したことを意味している。

しかし、その「形式審査」の判断の過程や基準に関しては、県民／市民から疑問点や問題点が指摘されている。また、これらの疑問や問題点について、沖縄県に対し説明責任を果すよう要請がなされてきたが、県がその要請にきちんと応えているとはいえないと考える。このような状況で埋立て申請の手続きが進み、「内容審査」の段階に入ることに、私たち沖縄県民／市民は大きな懸念を抱かざるをえない。以下、問題／懸念の具体例を四点示し、四項目の要請・陳情を行う。

1.　補正内容と審査の不透明さ

沖縄防衛局の埋立て申請の告示・縦覧においては、補正後の埋立て申請書が示されるのみで、防衛局の申請書の補正前と補正後の比較が不可能である。私たち沖縄県民／市民は、補正の内容や基準についての説明を沖縄県に要求してきたが、その説明は行われていない。私たちが注視しているのは、沖縄防衛局の申請は勿論のこと、沖縄県の申請審査でもあることを沖縄県は認識すべきである。申請審査の透明性の欠如が懸念される。

2.　県外調達土砂の情報の欠如

沖縄防衛局の補正申請書では、県外からの土砂も含む 1700 万立方メートルの埋立て土砂の調達先、調達先別の量、有害物質の検査について、具体的な記載ない。沖縄県は、実際に土砂が採取されるのは数年後であり、現時点で記載できない／されてなくても、「実務便覧の要領には適合しており」「形式審査」上は十分である[i]、として告示・縦覧

に踏み切っている。沖縄県はまた、県外土砂の調達先、調達先別の量、有害物質の検査については、「内容審査」の段階で対応するとしているが、いつその情報を沖縄防衛局に提出させるのか、それとも、その情報が欠如したままでも「内容審査」が進められるのか等、重要な問題に明確な見解を示していない。「形式審査」と同様、必要な情報が欠如したまま、「内容審査」の手続が進むことが大いに懸念される。

3.　外来種の生物多様性への影響と世界自然遺産登録との関係

「形式審査」において、県外からの土砂に含まれる可能性のある外来種の問題が考慮されていない。沖縄県は、外来種については、「形式審査」の「要件には入っておらず」、「内容審査」の段階で扱うとしているが[ii]、どのような形で外来種の問題が扱われるのかが、きちんと示されていない。外来種の問題は、沖縄の生物多様性の保全上大きな問題であり、また沖縄県の世界自然遺産登録の取り組みにおいても非常に重要な課題となる。ちなみに、世界自然遺産地の小笠原諸島では、外来種対策として、来島者に外来種対策マットでの靴底線洗浄を行っている[iii]。県外からの土砂を埋立てに使用するのに、外来種の問題が全く考慮されていないことは大きな問題である。

4.　埋立て土砂の確保に関する情報収集

沖縄防衛局が県内の土砂採取地の一つと予定している名護市は、キャンプ・シュワブ内の市有地からの土砂の採取には同意しないとしており[iv]、また防衛省は、6 月 13 日の国会質問において、海外からの土砂の輸入の可能性を示唆している[v]。埋立て土砂の確保自体が困難となる可能性がでているなか、なぜ「形式審査」が終了したのか、告示・縦覧が開始されるのか理解に苦しむ。沖縄県の情報収集の能力と判断力に懸念が持たれる。

辺野古・大浦湾の公有水面埋立ては、辺野古・大浦湾の環境やそこに住む人々の暮らしに多大な影響を与えるだけでなく、沖縄の未来をも左右するものである。沖縄県は、埋立て申請の手続き審査を、従来の縦割り、手続きのみ重視という姿勢で取り組んではならない。環境アセスの手続きで沖縄県が示したように、沖縄の環境と人々の暮らしを守り、沖縄の未来を見据えた包括的な視野を持ち、関係部局が縦割りを越えて、そして市民や専門家の参加と共に、沖縄県が埋立て申請の審査に取り組むことが必要である。以上を踏まえて、沖縄県に陳情する。

記

1.　沖縄県と埋立て申請手続きに関する認識と姿勢について

・沖縄県は、関係法令に沿って埋立て申請の手続きが行われれば、辺野古・大浦湾の

自然環境や人々の暮らしは実質的に守られると認識しているのかどうか、県の見解を示すこと。

・沖縄県は、環境保全や人々の暮らしを守るという観点から、関係法令で定められている以上の配慮を行うつもりか。もし行うなら、現時点でどのような配慮を考えているのか、県の見解を示すこと。

・沖縄県は、今回の埋立て申請の手続きと世界自然遺産登録との関係をどのように認識しているのか、県の見解を示すこと。

2. 補正箇所の新旧対照表を作成し公開すること。県民／市民から質疑があれば、対応すること。

3. 「内容審査」について

・ 県外からの土砂の調達先、調達先別の量、有害物質の検査／結果、外来種の問題への対応方法の情報が補正申請書に記載されていない状態では、「内容審査」はできないと考えられるが、沖縄県の見解を示すこと。

・ 沖縄県は、埋立て申請審査手続き（「内容審査」）のどの時点で、県外からの土砂調達先、調達先別の量、有害物質の検査／結果、などの情報を沖縄防衛局に要求するのかどうか、県の見解を示すこと。

・ 外来種の問題は、非常に重要であり、「内容審査」でどのように取り上げるのか、何を基準に判断を行うのかについて、沖縄県の見解を示すこと。その際、環境省やIUCN への照会を行うべきであると考えるが、照会についての沖縄県の見解を示すこと。

4. 利害関係者の意見の集約と対応と、その公開について

・ 利害関係者の意見については、その集約・整理、公開を行い、しっかりと埋立て申請の判断に反映させることが必要であると考えるが、そのことについて沖縄県の見解を示すこと。

---

[i] 沖縄・生物多様性市民ネットワーク 2013. 6. 3. 交渉. 沖縄県海岸防災課.

[ii] 沖縄・生物多様性市民ネットワークと日本自然保護協会　2013. 6. 18. 交渉. 沖縄県海岸防災課.

[iii] 環境省, 2013,『日本の世界自然遺産』p15.

[iv] 沖縄タイムス, 2013. 6. 25.,「辺野古埋立て土砂採取：名護市同意しない意向」.

[v] 新聞赤旗, 2013. 6. 13., 「防衛省　工期を優先アセス逃れ」.
http://www.jcp.or.jp/akahata/aik13/2013-06-13/2013061301_01_1.html